

✚ 貨物概要

ビデオ又はテレビの映像を立体的に見るための物品で、プラスチック製の眼鏡の形状を有し、縁の部分にアダプター（国産品）接続のためのコードが取り付けられている。

レンズ部には液晶シャッターが組み込まれており、ビデオやテレビに接続されたアダプターからコードを通してシグナルが送られ、このシグナルに液晶シャッターが連動し左右交互にシャッターが開閉する。これにより映像のズレを生じさせ、立体的映像としてみるができる。

✚ 分類

関税率表第 9004.90 号（統計番号 9004.90-000）のその他の眼鏡

✚ 分類理由

本品は、立体映像を見るため液晶デバイスを利用した眼鏡状の物品です。

第 90.13 項には液晶デバイスが掲名されていますが、本品は液晶デバイスを内部に組込んだ製品であり、液晶デバイスそのものではありません。

関税率表解説第 90.04 項には「立体写真用の眼鏡を含む。」とあり、「立体写真（又は映画）用の偏光眼鏡」が例として記載されています。

本品は、偏光眼鏡とは異なる機構を有するものですが、立体映像を見るという目的に使用される点では同じものであり、本品の形状も眼鏡に酷似していることから、第 85.43 項（固有の機能を有する電気機器）より同項がより特殊な限定をしていると認められます。

したがって、本品は、その他の眼鏡として上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）